

建築書系道具雛形の基本型と発展型

—建築書系道具雛形の歴史的変遷過程—

THE BASIS AND THE DEVELOPMENT OF JAPANESE TRADITIONAL
FURNITURE REFERENCE BOOKS—THE CONCEPT OF ARCHITECTURE—Historical analysis of *Dōgu-Hinagata on architecture*—

永田 恵子*, 岡本 真理子**, 河田 克博***, 麓 和善***

仙田 満****, 内藤 昌*****

*Keiko NAGATA, Mariko OKAMOTO, Katsuhiko KAWATA, Kazuyoshi FUMOTO,
Mitsuru SENDA and Akira NAITO*

Dōgu-Hinagata (Japanese Traditional Furniture Reference Book) -the concept of architecture describe 317 kinds of furniture in 40 books. These furniture can be categorized into 14 functional groups like martial things, pleasure things, stationery, cooker and tableware, goods for tea and others. Through the analysis of items of contents, we recognized that there are patterns of constitutive items of representative furniture among these books. 12 items are originally written from old time and after that 32 items which involves 12 old items are dealt as the basic items of representative furniture for *buke* houses, and 24 items are basic to tea houses.

Keywords: Japanese Traditional Furniture, Japanese Traditional Furniture Reference Books -the concept of Architecture historical analysis, basic furniture for buke houses, basic furniture for tea houses

道具、建築書系道具雛形、歴史的変遷、屋敷基本道具、数寄屋基本道具

序 日本近世までに用いられた、現代でいう家具・設備品を道具と総称する。これらは使用当時は〈道具・調度・小道具〉などと呼ばれていた¹⁾。日本建築の場の機能は、時に応じてふさわしい道具を適切にしつらうこと、つまり〈室礼〉によって支えられてきたということができ、その室礼は機能を目的とするだけでなく、〈礼〉の意識の表現としても重要な意味を担っていたと考えられる。

現在、維持保存される伝統的な日本建築は、道具の室礼が取り除かれた状況にあることが一般的といえるだろう。建築に固定される道具が少ないことは日本建築の特質のひとつであるが、実際に人が用い、目的の機能を果たすためには不可欠であった道具と室礼について知ることは日本建築史を知る一要素として有用と考える。

本稿を含む一連の研究は、その道具に関する古典〈道具雛形〉を対象として、日本の室礼の設計論や、それを構成する道具の種類および設計方法を考察し、道具雛形の建築学的な意義を探るとともに、その文化的・歴史的考察を行うことを目的としている。これまで、道具雛形は全国調査により93史料が知られ、史料の著述概念により〈礼法書系道具雛形〉と〈建築書系道具雛形〉に分けて、その書誌と類型を論じている^{2, 3)}。

1. 研究の方法

前稿³⁾で建築書系道具雛形40史料(屋敷建築書33・数寄屋建築書7)を書誌的に10類に類型化した(表1)。本稿では、建築書系道具雛形の内容を総覧した上で、道具を機能別に分類して記載状況を把握し、建築書系道具雛形に記載される道具の機能的特色を考察する。さらに、雛形の記載頻度の高い道具は当時の建築に備えるべき代表的な道具であると考えられることから、道具の記載頻度や項目内容の比較を行って、建築書系道具雛形的基本的内容を確認する。そして建築書系道具雛形の代表的な道具を〈基本道具〉と認識し、その歴史的変遷を考察する。

2. 建築書系道具雛形の記載項目

建築書系道具雛形の記述は、礼法書系道具雛形に比べて物的項目としての把握が容易である。礼法書系道具雛形の記述内容は、道具の種類や意匠ばかりでなく、道具を用いる場の室礼や人の作法までを含むために個別の項目としての把握が難しいが、それに比べると建築書系道具雛形は総じてこれがしやすく、項目による考察に適している。著述の様態は、まず項目として道具名を挙げ、それに関す

* 名古屋工業大学大学院 VBL 講師・工博

** 東海女子大学文学部美学美術史学科 教授・工博

*** 名古屋工業大学工学部社会開発工学科 助教授・工博

**** 東京工業大学大学院理工学研究科建築学専攻 教授・工博

***** 愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Lecturer, Venture Business Laboratory, Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng. Prof., Dept. of Aesthetics and Art-history, Faculty of Literature, Tokai Women's College, Dr. Eng.

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Urban & Civil Eng., Faculty of Eng., Nagoya Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture and Building Eng., Graduate School of Science and Eng., Tokyo Institute of Technology, Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Formative Arts, Aichi Sangyo University, Dr. Eng.

表1 建築書系道具雛形の類型

建築書系道具雛形	建築種	道具種	基幹史料種	構成種	類型No.
	屋敷建築書	屋敷道具		寿彭覚書系	従属型
孫七覚書系				従属型	②
				独立型	③
				雑録型	④
小坪規矩系				独立型	⑤
雑系				雑録型	⑥
数寄屋建築書	数寄道具		河内家伝来数寄屋雛形系	従属型	⑦
				独立型	⑧
			数寄屋工法集系	従属型	⑨
			その他の系	種別なし	⑩

る設計書としての内容（図面、寸法、由緒、あるいは素材など）を記すものが多い（図1）。そのような記述をひとつの項目と数えて史料を総覧すると、道具に関する計1631項目が建築書系道具雛形全40史料中に記載される。そして、記載される道具の種類は、□□棚、○○箱、馬の道具の各々といった細分類を含めて計317種が確認できる⁴⁾。

2-1. 道具の機能分類

道具を機能別に、すなわち道具を使用する目的の機能と動作を考慮して捉え、武具・家什具・遊宴具・交通具・文房具・座臥具・茶湯具・飲食具・商工具・祭礼具・燈火具・屏障具・容飾具・雑具の14種に分類した^{5,6)}（表2）。

2-2. 道具の機能的特色

各史料の記載項目数を機能分類ごとに示す（表3）。屋敷建築書では武具が最多で、次いで茶湯具、文房具、遊宴具の順に多い。数寄屋建築書では茶湯具が最多で、他の機能に比べほぼ10倍以上の記載項目がある。屋敷建築書と数寄屋建築書の相違をみると、屋敷建築書には14種の機能分類のすべてを網羅する道具が記載されるのに対して、数寄屋建築書には8種の機能に属する茶事に関わる道具以外は記載されない。これは両者の著述概念の違いに由来するものであると考えられる。そこで、屋敷建築書、数寄屋建築書に分けて、類型に基づいた道具の機能的特色を述べる。類型は表1の番号、史料名は表3の略記で表記する。

屋敷建築書 ①の『寿彭』は最も古い屋敷建築書で、10種にわたる機能の道具を記載する。②の史料は、記載される道具の機能があまり分散しておらず、記載数も多くはない。これは②において基本的な道具雛形の記述項目および記述内容が定まったことを示すと考えられる。また、①には座臥具・茶湯具について少数記載があるが②では、茶湯具・座臥具・屏障具・容飾具はほとんど記述がみられず、道具項目数の多い史料においても上記4機能については触れられないままである。とくに屏障具・容飾具は、江戸時代中期以降の史料が基幹となる③において記載が現れ、定着していることが確認できる。つまりこれら4機能の道具は、建築書系道具雛形において比較的新しい記載項目であるといえる。また③では、多種の機能に分散

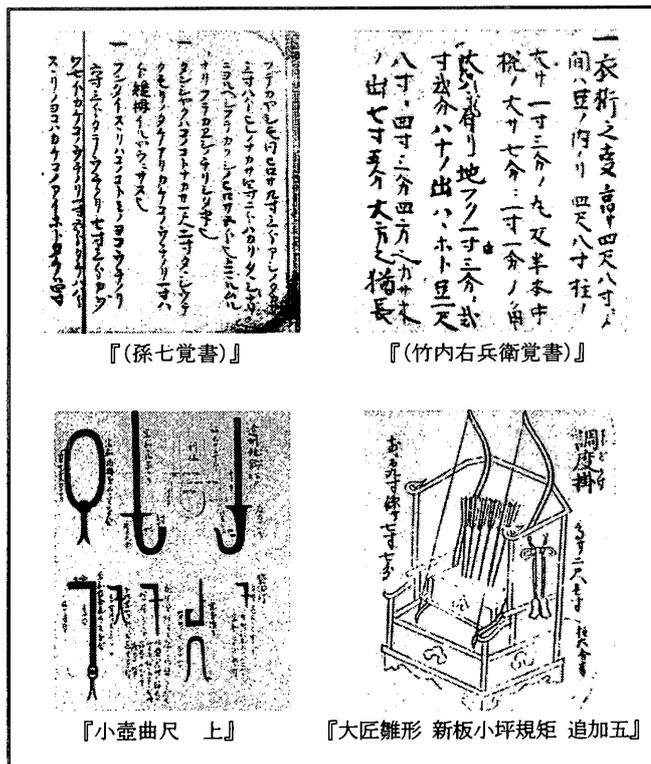


図1 建築書系道具雛形の記述例

して道具の記載が現れるのと同時に、総項目数も多くなる傾向がみられる。なかには道具項目数が少ない史料もあるが、これは上下巻や複数冊による道具の記述がされた結果である。つまり、道具が建築から独立して扱われるようになり、雛形としての体系化が進んだことの表れであることが指摘できる。例えば、『愚五~八』はそれぞれ「屋舎城郭」「武用」「小道具」「算数量度」の表題を持ち、別冊で構成されるが、その4冊を合わせると道具に関する内容はきわめて豊かである。そこには、他史料にはほとんどみられない交通具や商工具を含む14種すべての機能の道具が、表題ごとの明確な分類意識のもとに網羅され記載されている。一方⑤の木版本史料においては、再版や新規の編集があるにもかかわらず、機能分類と記載数がほぼ一定となっている。つまり記載される道具の種類がパターン化して定着していることがみてとれる。④⑥には記載項目数がきわめて豊富で、機能分類も広範にわたる史料がみられる。しかしこれは、記載順や記述内容からみて、複数の種類の史料から雑多に内容を集めたことによるものであり、体系的な編集が行われた結果とはいえない。

数寄屋建築書 多数を占める茶湯具以外の機能では、武具・家什具・文房具・飲食具・燈火具・屏障具・雑具がみられ、計8種の機能に属する道具が記載される。⑦においては書院や露地の室礼のための道具を含んでおり、武具・家什具など茶湯具以外の機能の道具も記載がある。⑧では、数寄屋の道具のみを独立させて著す史料があり、茶湯具のみとなっている。これは点前の道具の記載に重点がおかれていることによるといえる。⑨は、同じ機能の道具でも記述に室内、室外の区別をしている意図がうかがえる。⑩は、茶湯具に加えて他の機能の道具を少数記載する。

表2 道具の機能分類

機能分類	機能動作	道具	機能分類	機能動作	道具
武具	攻める・守る	刀、刀掛、刀拭箱、弓、弓掛、弓箭、矢、胡瓶、的、巻藁台、鉄砲掛、具足、具足櫃、鎧、鎧箱、組掛、甲立、兜掛、楯、竹束、井襷、旗、指物、軍太鼓、首札、首桶、首机	茶湯具	点てる	棚、台子、堂庫、卓、茶草笥、茶弁当、風炉先板、板(大板、長板他)、茶箱、炭取、水指、茶通箱他
	移動する	鞍箱、鞍掛、鞍、塩手、肌付、切付、木馬、肝舟、馬櫛、楯、馬尺、馬柄杓、すそ置、槽、しかり杖		しつらう	釘、炉縁、自在竹、竹輪、撞木、花台、板、花生(尺八)、上杖他
家什具	収める	長持箱(櫃、唐櫃、手箱、角赤他)、広蓋、厨子、棚	飲食具	調理する	杵、臼、須板(板、小高板、中板、鯉板、鶴板、白鳥板)、包丁、包丁箱、まな板
	架ける	衣桁(衣架)、手拭掛		食べる	台盤、膳、柄、折敷、縁高、盆、杯、碗、瓶、缶、匙
	整える	箒、塵取、塵箸、束杖、熨斗、自在、炬燵	商工具	計量する	錢箱、秤、秤
遊具	あそぶ(屋内)	双六盤、碁盤、将棋盤、駒箱、貝合、香炉箱、盆石、太鼓台、笛箱		つくる	すり刀、きり、鋸、曲尺、鋸、金戻、墨竹心、下墨、錘、鑿、新、鉋、墨縄、槌、丈尺、鋸、界方・界尺、規、準
	あそぶ(屋外)	鷹鉈、集鉈、鳥局、餌箱、餌こし、鞠、鞠竿	祭礼具	つとめる	仏前卓、壇、仏子、独結、法螺貝、中塔、経机、冠棚、笏、算木、再拝、捨扇、抱衣刀
交通具	移動する	車、籠、輿、舟、笠	燈火具	灯す	灯台、燭台、行灯、短檠、露地行灯、灯笼
	運ぶ	扶箱、笈、形箱	屏障具	隔てる(屋内)	屏風(風呂先屏風、網代屏風、風炉先屏風、勝手屏風)、ふい、障子、几帳、簾
文房具	読む	文箱、状箱、文台、柳箱、見台、硯屏		隔てる(屋外)	幕、幕串、幔
	書く	短冊、短冊箱、色紙、筆、筆箱、硯、硯箱、文台、机	容飾具	滑める	小手掛、手水桶、面桶、爪切箱、梯子
座臥具	座る	曲棹、床子、床几、胡床、脇息(寄懸、気安)、筵、茵、畳		装う	鏡台、鏡立、鏡、櫛、櫛箱、鉄漿、乱箱
	寝る	筵、茵、畳、枕	雑具	その他	札(制札、下馬札、獄門札、長札)、梯子、影時計、下駄、節(熊節、虎節、符節、菅節)

注：機能分類は史料に記載のあらわれるものを年代順、項目記載順に示し、雑具を最後としている。道具の細分類については表中に示していないものがある(注4参照)。

表3 建築書系道具類の機能別項目記載数

類型No.	史料略記	史料名	年代	武	家什	遊具	交通	文房	座臥	茶湯	飲食	商工	祭礼	燈火	屏障	容飾	雑	道具項目数	全項目数	
①	寿彭	『(寿彭覚書)』	永禄5年(1562)~天正2年(1574)	9	4	2	6	6	2	1	3	2					2	37	80	
	孫七	『(孫七覚書)』	慶長20年(1615)	2		5		4			2								13	36
	小沢	『(小沢光祐覚書 三十一色)』	慶長20年(1615)	2		5		3			1								11	34
	河む	『(河内家伝来)大もちとりいむまや』	慶安2年(1649)	3															3	6
	河此	『(河内家伝来)此アノニシヨ見ノウノウクアリ他』	慶安4年(1651)			4		2						3					9	28
	河門	『(河内家伝来)から用棟門他』	慶安4年(1651)					2											2	5
	竹内	『(竹内右兵衛覚書)』	寛永15年(1638)~享保3年(1654)	7	3	7	1	4			22	22	2	1					69	90
	河か	『(河内家伝来)こたへみかた用(二十三色)』	寛永15年(1638)~万治4年(1661)	1	1	5		4			2								13	24
	河大	『(河内家伝来)大中小三のんまないたり他』	万治4年(1661)	6								3							9	16
	延宝	『(高良大社伝来)延宝元年覚書』	延宝元年(1673)					2											2	9
番覚	『(高良大社伝来)番覚帳』	享保元年(1716)	1	3	3					2			1	1		1		12	32	
②	愚五	『愚子見記 屋舎城郭 五』	寛文11年(1671)頃	1			18						1					20	231	
	愚六	『愚子見記 武用 六』	寛文11年(1671)頃	63		10								1	3			77	91	
	愚七	『愚子見記 小道具 七』	寛文11年(1671)頃		4	13	1	16	3	18	12		4	5	1	1	4	82	96	
	愚八	『愚子見記 算数度量 八』	天和3年(1683)頃写									16							16	32
	追五	『大匠雛形 新版小坪規矩 追加五』	享保2年(1717)	24	10	9		5	1	7	6		1		1			64	67	
	壺右	『(池上延世伝来)小壺曲尺』	寛文6年記、寛延3~寛政元年写	14	12	10		15	5	14	3			5		3	1	82	83	
	壺餌	『(池上延世伝来)小壺曲尺(餌こし他)』	寛延3年(1750)~寛政元年(1789)	2		4		4		19				1				30	30	
	壺冠	『(池上延世伝来)小壺曲尺(冠他)』	寛延3年(1750)~寛政元年(1789)		1			3		2								6	6	
	壺上	『小壺曲尺 上』	寛延3年(1750)~寛政元年(1789)	30	18	14		19	7	73	13		6	7	1	3	3	194	194	
	壺下	『小壺曲尺 下』	寛延3年(1750)~寛政元年(1789)	5				8	1	30				3				47	47	
武田	『(武田流城取巻伝授書附城図)』	安永9年(1780)	12					1						1			14	19		
作事	『御作事方動之者覚書諸絵図控抄書』	天保7年(1836)	13			1							2			5	21	30		
追六	『増補大匠雛形 新版小坪規矩 追加六』	慶応2年(1866)	24	10	9		5	1	7	6		1		1			64	67		
③	万雑	『規矩万雑集 全』	寛延4年(1751)頃	19	18	14	3	35	7	46	7		1	4	4	1	9	168	173	
	四卷	『(大工雛形)小坪規矩 四之巻』	元禄12年(1699)	11	2	4		12	3	1	2					4		39	40	
	坪四	『大匠雛形 新版小坪規矩 四』	享保2年(1717)	11	2	4		12	3	1	2					4		39	41	
	新五	『新増補大匠雛形 全 遺贈品小道具之部五』	嘉永4年(1851)	11	2	4		12	3	1	2					4		39	91	
	坪五	『増補大匠雛形 新版小坪規矩 五』	慶応2年(1866)	11	2	4		12	3	1	2					4		39	41	
	当六	『当世匠家雛形 小坪数寄屋雛形之部 六』	明治16年(1883)	11	2	4		12	3	1	2					3		38	66	
	殿閣	『武家殿閣建地割』	元文4年(1739)	15		2												17	53	
	木割	『大工木割秘伝書 全』	江戸時代中期	11	1	9		10	2	3	5			1		2		45	88	
	坪佐	『(佐藤家伝来目録)』(小坪規矩)』	江戸時代中期	7	2	4		7	1		3					2		26	28	
	①~⑥ 計				326	97	149	30	214	46	227	98	40	23	27	14	31	25	1347	1974
⑦	河三	『(河内家伝来)三てう台乃事 他』	延宝4年(1676)頃	1	3			3		28				5	4		1	45	75	
	建数	『建仁寺派家伝書』「数寄屋」	宝永7年(1710)頃	2				1		55				2	1			61	111	
⑧	大上	『大工之書 上』	慶安2年(1649)/江戸時代中期 写							19								19	51	
	大全	『大工之書 全』	慶安2年(1649)/嘉永6年(1853)写		14			2		59	1			7	4	3		90	103	
⑨	数工	『数寄屋工法集』	貞享3年(1686)		4					20				3			1	28	32	
⑩	定法	『(林家伝来)数寄屋定法』	元和9年(1623)		1			1		13				1				16	46	
	清数	『(清水家伝来)数寄屋絵図』	江戸時代後期							21				1	3			25	60	
⑦~⑩ 計				3	22			7		215	1			19	12		5	284	478	

注：史料名の()内は仮称である。江戸時代前期：元和-万治年間(1615-1661) 江戸時代中期：寛文-明和年間(1661-1772) 江戸時代後期：安永-慶応年間(1772-1868)

2-3. 記述の型

史料の道具項目の内容を比較すると、多くの項目に内容の一致あるいは関連がみられる。具体的には、同じ種類の道具が高頻度で記載され、さらに記載順序が類似し、項目の記述内容である寸法や指示内容にも一致や関連がみられることが指摘できる。例えば「孫七」では道具に関して13項目が記されており、そのうち9項目に「竹内」との関連がみられる(図2)。また「河か」との比較では11項目に関連がみられる(図3)。同様に他の史料と比較すると、このような一定の道具の項目の順序および記述内容、つまり「記述の型」が認められ、屋敷建築書の8史料にわたり関連を持っている。その成立は、互いに類似した内容をもつ「孫七」や「小沢」において江戸時代前期に認められ、建築書系道具雛形全体でみても早い時期であることがわかる。関連する8史料は、「孫七」、「小沢」、それに「河か」をはじめとする河内家の3史料、高良大社伝来の2史料、および「竹内」で、いずれも従属型である②に属する屋敷建築書である。そして記述の型は、道具に関する以下の12項目で構成されている(馬船・文台・短冊箱・硯箱・碁盤・中将棋盤・小將棋盤・鯉板・包丁箱・大庭鉢・小庭鉢・見台)。この道具の構成は「孫七」の道具の項目から「的串」を除いたものと一致している(図2・3)。項目の記述内容を見ると、項目だてた道具名称に続けて、設計のための寸法を簡潔に記しているものが多い⁷⁾。また著述様態は図面が少なく、文章による表現が主体となっている。記述の型にある道具の種類を機能別にみると武器(馬船)、文房具(文台・短冊箱・硯箱・見台)、遊宴具(碁盤・中将棋盤・小將棋盤・大庭鉢・小庭鉢)、飲食具(鯉板・包丁箱)がある。この記述の型は、早い時期に定着した屋敷建築書の基本項目の構成と内容を示しているといえる。

『(孫七覚書)』 孫七:貞長20年(1615)		『(竹内右兵衛覚書)』 竹内右兵衛:貞永15~享徳3年(1654)	
項目	記述項目	項目	記述項目
1	「ウマヤノコ」		(武者之部)
2	「ウマフ子ノコ」(馬船、武器)	1	「校門之亭」
3	「シヤウクツマノコ」		(中略)
4	「一間チカイダノコ」	19	「喰鳥 喰鳥之團」
5	「一間トコノコ」	20	「鬮竿」
6	「一間オシタ」		(簾)
7	「一間マナカナノコ」	21	「馬舟」(馬船、武器)
8	「二間ノナント」	22	「馬手木」(馬手氣、武器)
9	「フンタイノコ」(文台、文房具)	23	「馬櫛」(馬櫛、武器)
10	「タンシヤクノコ」(短冊箱、文房具)	24	「同瓜打刀」(瓜打刀、武器)
11	「フンタイスリノコ」(文台硯箱、文房具)	25	「同鱧」(爪打鱧、武器)
12	「コハンノコ」(碁盤、遊宴具)	26	「刀掛」(刀掛、武器)
13	「中シヤウギノコ」(中将棋盤、遊宴具)	27	「庭節屋」
14	「小シヤウギ」(小將棋盤、遊宴具)	28	「大庭台ホコ」(大庭鉢、遊宴具)
15	「コイマナイタ」(鯉板、飲食具)	29	「小庭台ホコ」(小庭鉢、遊宴具)
16	「ハウチヤウハコ」(包丁箱、飲食具)	30	「燈台」(燈台、燈火具)
17	「マトクシ」(的串、武器)	31	「ケタ」(下駄、雑具)
18	「大タカホコノコ」(大庭鉢、遊宴具)	32	「扇取枯」(扇取、家什具)
19	「小タカホコノコ」(小庭鉢、遊宴具)	33	「具足籠」(具足籠、武器)
20	「マリハトルヤウノコ」	34	「碁盤」(碁盤、遊宴具)
21	「チウモンノコ」	35	「中将碁ハン」(中将棋盤、遊宴具)
22	「大モンノコ」	36	「小將碁ハン」(小將棋盤、遊宴具)
23	「三間サンモンノコ」	37	「双六盤」(双六盤、遊宴具)
24	「カフキモンノコ」	38	「鶴ノ板」(鶴板、飲食具)
25	「カラモノノコ」	39	「白鳥ノ板」(白鳥板、飲食具)
26	「ム子門ノコ」	40	「鯉ノ板」(鯉板、飲食具)
27	「トソノコ」	41	「中ノ板」(中板、飲食具)
28	「五尺四尺一間ヤシロノコ」	42	「下ノ板」(下板、飲食具)
29	「三ケンヤシロノコ」	43	「中ノ板」(中板、飲食具)
30	「三重ノタウノコ」	44	「包丁之柄」(包丁、飲食具)
31	「クルマヨセノコ」	45	「マナハン」(まな番、飲食具)
32	「ケンタイ」(見台、文房具)	46	「衣桁之亭」(衣桁、家什具)
33	「ロウモンキクダキノコ」	47	「手拭カケ」(手拭掛、家什具)
34	「カテヤウノツテンノコ」	48	「見台」(見台、文房具)
35	「一間ヤシロノコ」		(後略(49~90))
36	「ミタウツクリノコ」		

図2 道具に関する項目比較 (その1)

3. 屋敷建築書基本道具

3-1. 屋敷基本道具

屋敷建築書において記載頻度の高い道具は、屋敷の代表的道具と考えられることから、これを屋敷基本道具と呼ぶ。前述のように従属型の史料では、江戸時代前期以前に記述の型が成立しており、早い段階で定着した最も基本的な道具の種類が認識された。さらに項目を比較すると、独立型の史料において、より多種の道具が複数の史料の共通項目として認められ、記述内容も豊富になっている。つまり屋敷基本道具は、初期に記述の型でみられた最も基本的なものと、その後に屋敷建築書が発展するのに伴い、道具の種類やその記述内容が豊富になったものと認められる。そこで、それぞれを「屋敷基本道具[基本型]・[発展型]」と称して、以下に説明する⁸⁾。
[基本型] 「孫七」の項目を基準として比較すると、記述の型にある12道具は、屋敷建築書全体で項目としての記載頻度がきわめて高く、ほぼどの類型でも記載が認められる(表4)。つまりこれらは、道具のみを意識しない従属型の史料にありながらも、早い段階で項目として定着したことから、建築書系道具雛形における最も基本的な道具であるといえる。さらに、初期史料に定着しているだけでなく、さらにその後の屋敷建築書全体に頻出することからも、これら12項目が後の展開の基礎になっている基本型を構成する道具であると認識できる。12道具の種類の特徴としては、飾りや催事など武家儀礼に関わる道具が多いことが指摘できる⁹⁾。

[発展型] ③⑤の史料を中心に道具の種類は多彩になり、特に多くの史料に共通して記載される項目が認められる。それらの項目は江戸時代中期の史料のなかに、独立型の構成、図面主体の著述様態をもって記される傾向が強い¹⁰⁾。そのような代表的な項目は、「追五

『(孫七覚書)』:孫七:貞長20年(1615)		『(河内家伝来)これのミカケ用(二十三色)』 :河内吉左衛門:貞永15年~万治4年(1661)	
項目	記述項目	項目	記述項目
1	「ウマヤノコ」	1	「一、老間中つなんノ亭」
2	「ウマフ子ノコ」(馬船、武器)	2	「二、二間なん戸」
3	「シヤウクツマノコ」	3	「三、老間なん戸亭」
4	「一間チカイダノコ」	4	「四、ふんたいの亭」(文台、文房具)
5	「一間トコノコ」	5	「五、こはんまめの亭」(碁盤、遊宴具)
6	「一間オシタ」	6	「六、せうぎまわりの亭」(将棋盤、遊宴具)
7	「一間マナカナノコ」	7	「七、こせいきはまわりの亭」(小將棋盤、遊宴具)
8	「二間ノナント」	8	「八、このまねの亭」(鯉板、飲食具)
9	「フンタイノコ」(文台、文房具)	9	「九、おちうはの亭」(包丁箱、飲食具)
10	「タンシヤクノコ」(短冊箱、文房具)	10	「十、たんにやくはの亭」(短冊箱、文房具)
11	「フンタイスリノコ」(文台硯箱、文房具)	11	「十一、ふんたいの亭」(文台硯箱、文房具)
12	「コハンノコ」(碁盤、遊宴具)	12	「十二、たかまの亭」(大庭鉢、遊宴具)
13	「中シヤウギノコ」(中将棋盤、遊宴具)	13	「十三、こたかまの亭」(小庭鉢、遊宴具)
14	「小シヤウギ」(小將棋盤、遊宴具)	14	「十三、まのかりアとる亭」
15	「コイマナイタ」(鯉板、飲食具)	15	「十四、ま戸しかたの亭」(的串、武器)
16	「ハウチヤウハコ」(包丁箱、飲食具)	16	「十五、大門ノ亭」
17	「マトクシ」(的串、武器)	17	「十六、かふ木門ノ亭」
18	「大タカホコノコ」(大庭鉢、遊宴具)	18	「十七、三間三門ノ亭」
19	「小タカホコノコ」(小庭鉢、遊宴具)	19	「十八、からひつの亭」(唐櫃、家什具)
20	「マリハトルヤウノコ」	20	「十九、つねノさしき」
21	「チウモンノコ」	21	「二十、老間や志ろ亭」
22	「大モンノコ」	22	「廿一、本とつりの亭」
23	「三間サンモンノコ」	23	「廿二、せうそくつまノ亭」
24	「カフキモンノコ」	24	「廿三、京ツネノ亭」(机、文房具)
25	「カラモノノコ」		
26	「ム子門ノコ」		
27	「トソノコ」		
28	「五尺四尺一間ヤシロノコ」		
29	「三ケンヤシロノコ」		
30	「三重ノタウノコ」		
31	「クルマヨセノコ」		
32	「ケンタイ」(見台、文房具)		
33	「ロウモンキクダキノコ」		
34	「カテヤウノツテンノコ」		
35	「一間ヤシロノコ」		
36	「ミタウツクリノコ」		

図2・3注
 () は筆者注で(道具、機能分類)を示す。
 □ は道具以外に関する項目である。
 — は項目内容の一致、強い関連を示す。
 ... は項目の対応を示す

図3 道具に関する項目比較 (その2)

色は、折釘、姪鉤、塵箆、砂かきなど、教寄屋の設備、清掃、室礼の面に関わる道具が重視される点である。これらは教寄屋での用途を考える場合、点前の道具というより、建築時に決定されたり、客に見せる以前に亭主の配慮によって室礼がされたりする部分に必要な道具である。このように建築書系道具雛形の存在は、築造目的の建築技術書と茶書との境界の曖昧さを含み、茶亭と建築をつなぐという特別の意味をもって教寄屋に関与していたことがうかがえる。

結

建築書系道具雛形に記載される道具の機能的特色を論じ、さらに内容の考察を行って記述の型や建築書系基本道具を確認した。その結果を以下にまとめる。

- i: 建築書系道具雛形には計317種類におよぶ道具が記載される。これを14種の機能別にみると、屋敷建築書では武具・遊宴具・文房具・飲食具が特に古くから記載があり項目数も多い。また教寄屋建築書では茶湯具が圧倒的多数を占める。
- ii: 建築書系道具雛形には早くも江戸時代前期で記述の型が成立している。それは孫七覚書系の初期史料で既にみられ、武具・遊宴具・文房具・飲食具の機能に属する12道具の名称と設計論が文章主体で記されるものである。これが屋敷建築に関して最も初段階で定着した道具雛形の基本内容である。
- iii: 屋敷建築書の項目を比較すると典型といえる道具の項目の基本型と発展型が認められる。これにより屋敷基本道具（基本型12・発展型32）の種類を明らかにした（図4）。これらは建築書系道具雛形全体でみても典型的な項目であり、その構成は近世屋敷建築に必要とされた代表的な道具を示していると考えられる。つまり、いわゆる見本書・技術書である雛形を対象とした考察であるからこそ、特定の建築においてではなく、一般に屋敷建築に対してどのような種類の道具が基本的に必要とされていたかが把握できたといえる。
- iv: 教寄屋基本道具は、基本型として24道具が設定できる（図4）。

今後、建築書系道具雛形について、さらにその系譜や個別の道具の設計方法を含む歴史的変遷過程を論じ、礼法書系道具雛形の考察もあわせて、道具雛形全体の特質について論考していく。

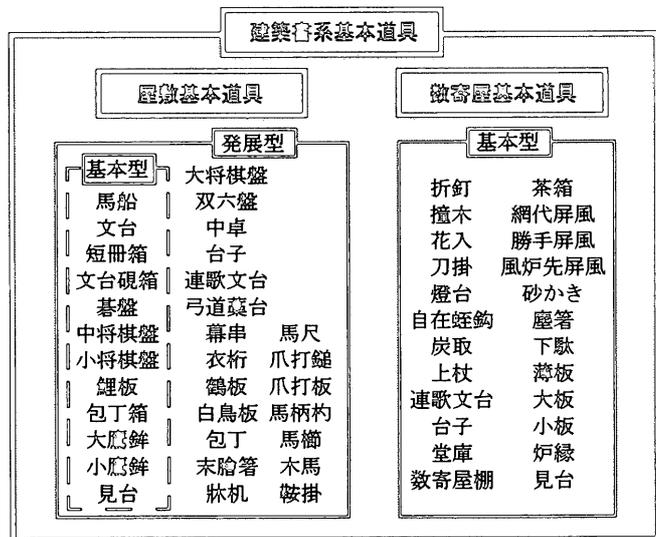


図4 建築書系基本道具

注

- 1) 「道具」は目的にかなう一切の具を表す点で、最も包括的に（調度・小道具・道具）を表す語であると考えられる。道具はもとは仏教の道にそなえる一切の具をいい、礼意を含む語である。吉田光邦氏は「道具の歴史」（日本の道具生活文化史カタログ、読売新聞社、pp.13～16、昭和51年）のなかで、「閉じられた系、完結した系の中で人間と対応して、人間の行動様式を完成するもの、それが道具であった」と道具の当初の意味について述べている。「調度」は生活の所作をととのえゆきわたらせる家具・手回りの小道具。いくらか美的な価値を持つ道具に対して使うことが多く、粗末なものに使用するのは不適當なようだ。一方で武士にとっては武具が（道具）であり（調度）であった（例：図1「調度掛」）。「小道具」は『愚子見記 小道具 七』や『新選増補大匠雛形大全 造棚敬品小道具之部 五』のように、建築書系道具雛形の表題にも採用されており、道具そのものを指して使う場合がある。また、箱の内容物や手回りのものなど、特に小さな道具を指す場合もある。
- 2) 永田・岡本・河田・仙田・内藤「礼法書系道具雛形の書誌と類型」、日本建築学会計画系論文集第499号、平成9年9月。
- 3) 永田・岡本・河田・仙田・内藤「建築書系道具雛形の書誌と類型」、日本建築学会計画系論文集第510号、平成10年8月。
- 4) 例えば家什具の棚の細分類は、冠棚・星生・窓院棚・御厨子棚・閑所棚・釣棚・しかけ棚・こうえき簞笥の計8種の棚を含む。茶湯具の棚には教寄屋棚・堂庫・袋棚・水指棚を含む。遊宴具の将棋盤では摩阿大将棋・大々将棋・大将棋盤・中将棋盤・小将棋盤・駒箱の細分類がある。その他このような細分類が可能な道具が多数ある。
- 5) 機能分類に際しては道具についての既往研究である以下の文献を参照した。小泉和子「家具と室内意匠の文化史」、法政大学出版局、昭和54年。西海幸一郎「明治以前に現はれたる日本家具工芸意匠」、中央工学会、昭和4年。「故亭類苑 器用」、故亭類苑刊行会、昭和7年。
- 6) 各道具は性質上、刀掛（武具・茶湯具）、風炉先屏風（障壁具・茶湯具）、笛箱（遊宴具・武具）、再拝・扇（祭礼具・武具）など、複数の機能を持つ道具が多数ある。分類は、今後の機能に基づく寸法比較を視野に入れ、1記述項目は1機能とし、重複させずに分類した（下線および表2参照）。
- 7) 各道具の表記は史料によって、馬船（他にウマフネ・馬舟・杓など）、文台（文題・机など）、短冊箱（タンサク・短箱）、鯉板（板・鯉ノ板・鯉組など）のように様々である。
- 8) 本稿では特に項目の形成に注目して論じているが、記述項目の型がみられる江戸時代前期以前と比較して、江戸時代中期では明らかに著述様態の変化、著述の体系化などにおいて発展がみられることから「基本」と「発展」という語が適すると考えられる。
- 9) 儀礼の重視から、礼法書との関連が示唆される。そのような精神性のあるものから徐々に「道具」としての認識を得るところとなり、道具として雛形に記載されるようになるということだろうか。礼法書との関連については別稿で詳しく論じる。
- 10) 著述様態については別に詳しく論じる。
- 11) 〔五〕が大工に必要な建築内容を複数冊に分けて著そうとする『大匠雛形』（全6冊）の中で追加内容として発刊されていることは注目に値する。他5冊は「新板宮雛形 一」「新板武家雛形 二」「新板教寄屋雛形 三」「新板棚雛形 三下」「新板小坪規矩 四」である。そこに「新板小坪規矩 追加五」の表題で刊行されたのは、当時必要とされた道具に関する情報を集めて提供する目的で編纂されたものであり、項目形成にも当時の代表的な道具の一覧を示す性格が強く表れていると考えられる。〔七〕は「小道具」の概念のもと、室内の道具はもちろん技術的に高度な道具についても記載する史料であるが、基本道具として比較の基準にするにはあらゆる道具を網羅しすぎている。さらに建築書系道具雛形の基本道具として必須の武具については、「武用」の第6冊に集成されているため、あえて〔七〕は基準としては用いず、〔五〕と〔六〕を使用するのが適當である。
- 12) 茶道では当然の事かもしれないが、例えば「花入」という道具でも「竹筒」「竹花入」「利休作」「そめ付」「床の内」「小堀遠江守」「くさりの」など、呼称・由緒・形態・意匠・使用場所等の様々な面からの記述がある。記載数の急激な増加からも、道具雛形において茶湯具が時代を経て重要性を増していることは明らかで（表3）、建築書系道具雛形における典型的な道具として教寄屋道具を認識する意味が認められる。

（2000年5月10日原稿受理、2000年8月30日採用決定）